

# 株式会社日本教育クリエイト

## 第三者評価に関する守秘義務規程及び倫理規程

### 【守秘義務規程】

#### 第1条（目的）

1. 本規程は、株式会社日本教育クリエイト（以下「当機関」という）が東京都福祉サービス第三者評価機関として、適正かつ公正な評価業務を遂行するため、守秘義務に関する基本方針を定めることを目的とする。

#### 第2条（守秘義務の範囲）

1. 当機関が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しないものとする。
2. 当機関および第三者評価実施にあたり当機関から協力依頼や業務委託を受けた者（以下「関係者」という）は、第三者評価の過程で知り得たサービス利用者およびその家族ならびにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は評価契約終了後も同様とする。

#### 第3条（例外事項）

前条に関わらず、以下の場合には、当機関は事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供することができる。

1. 明らかな法令違反により、緊急を要する事態が発生した際に、監督行政機関等に対し必要な情報を提供する場合。
2. 法令に基づく公的機関からの要請があった場合。

#### 第4条（情報の管理と廃棄）

1. 当機関は、利用者調査および事業評価における職員の自己評価結果について、記入者が特定されないよう加工した上でサービス事業者に報告するものとし、個別の調査票は評価終了後に適切な方法で破棄する。
2. 当機関は、利用者等に関する情報が記載された書類について、訪問調査時に現地閲覧を原則とし、事業所外へ持ち出さない。
3. 事業者が作成した内部資料等も同様に、現地閲覧を原則とする。ただし、事業者の同意がある場合にはこの限りではない。
4. 評価結果および報告書は、適切に保管し、保管期間終了後は適切な方法で廃棄する。保管期間中は、第三者評価業務以外の目的で使用しないものとする。

## 【倫理規程】

### 第1条（目的）

1. 本規程は、当機関が東京都福祉サービス第三者評価機関として、評価業務を公正かつ適正に遂行するための倫理基準を定めることを目的とする。

### 第2条（利用者および家族の人権尊重）

1. 当機関および関係者は、利用者およびその家族に対し、調査協力を強制することなく、その意思を十分に尊重し、人権を最大限に配慮するものとする。

### 第3条（公正・中立な評価の実施）

1. 当機関および関係者は、評価業務において公正かつ中立な立場を保持し、評価対象事業者との不適切な関係を持たないものとする。
2. 評価業務を通じて得た情報を私的な利益のために利用してはならない。

### 第4条（評価の透明性の確保）

1. 評価機関は、評価の透明性を確保するため、評価手法や判断基準について適切な説明を行い、恣意的な評価を行わないものとする。
2. 評価の過程において不正や不適切な行為が疑われる場合は、速やかに内部での確認を行い、必要に応じて適切な対応を取るものとする。

### 第5条（専門性の向上）

1. 当機関の職員および関係者は、評価の専門性を維持・向上させるために、継続的な研修や学習を行い、評価業務の質の向上に努めるものとする。

### 第6条（苦情対応）

1. 当機関は、第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者およびその家族等に周知するものとする。
2. 受け付けた苦情は、公正かつ適切に対応し、必要に応じて関係者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

### 第7条（プライバシーの保護）

1. 当機関は、利用者および事業者のプライバシーを尊重し、評価結果の公表に際しては、関係者の権利を損なわないよう慎重に取り扱うものとする。
2. 公表される情報は、関係者の同意を得た上で適切な形で公開するものとする。

---

以上の守秘義務規程および倫理規程に従い、東京都福祉サービス第三者評価機関として、適正かつ公正な評価業務の遂行に努める。